

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年7月15日

**【四半期会計期間】** 第142期第1四半期(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

**【会社名】** 株式会社松屋

**【英訳名】** MATSUYA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 秋田正紀

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座三丁目6番1号

**【電話番号】** 03(3567)1211(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部IR室担当課長 白石晴久

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区銀座三丁目6番1号

**【電話番号】** 03(3567)1211(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部IR室担当課長 白石晴久

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第141期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第142期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第141期
会計期間	自 平成21年 3月1日 至 平成21年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成21年 3月1日 至 平成22年 2月28日
売上高 (百万円)	19,827	19,377	81,499
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	359	292	331
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失( ) (百万円)	790	381	6,335
純資産額 (百万円)	13,278	8,004	7,844
総資産額 (百万円)	53,852	49,291	49,684
1株当たり純資産額 (円)	245.44	146.46	141.87
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 ( ) (円)	14.92	7.18	119.53
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	24.2	15.7	15.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	385	2,078	1,850
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	93	200	1,023
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	96	2,013	912
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,831	2,289	2,555
従業員数 (名)	1,250	975	1,217

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第141期及び第141期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。また、第142期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	975〔837〕
---------	----------

(注) 1 従業員数欄は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間平均人員を外数で記載しております。

2 従業員数が前連結会計年度末に比べ242名減少しております。これは主として百貨店業において「セカンドキャリア支援制度・特別転進プラン」(早期退職優遇制度)を実施したことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	585〔266〕
---------	----------

(注) 1 従業員数欄〔 〕内は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 上記従業員数には、出向者を含んでおります。

3 従業員数が前事業年度末に比べ173名減少しております。これは主として「セカンドキャリア支援制度・特別転進プラン」(早期退職優遇制度)を実施したことによるものであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社及び当社の関係会社において、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間			
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比 (%)
ビル総合サービス及び広告業	421	104.5	162	93.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記以外の事業の種類別セグメントについては該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	16,311	98.0
飲食業	1,697	94.2
ビル総合サービス及び広告業	834	106.4
輸入商品卸売業	420	88.0
その他事業	113	90.2
合計	19,377	97.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日(平成22年7月15日)現在において、判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期(平成22年3月1日～平成22年5月31日)におけるわが国経済は、企業収益や個人消費が持ち直してきているとはいっても、自律性は弱く、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念やデフレの影響など景気を下押しするリスクもあり、当面、急速な回復を見込めない状況にありました。

百貨店業界におきましては、前年同月に対する売上高減少率が改善してきたとはいっても、雇用・所得環境の厳しさに加え、同業・他業態との競争の激化等による影響もあり、東京地区百貨店売上高は27ヵ月連続で前年割れとなり、依然として厳しい状況が続きました。

当社グループでは、こうした厳しい状況下における業績回復のためには抜本的な事業の見直しが必要であるとの認識の下、平成20年4月に策定いたしました中期経営計画である「成長力拡大3ヵ年計画」を見直し、平成22年4月に新たに「中期経営計画(2010～2012年度)」を策定し、諸施策を実施してまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は19,377百万円と前年同四半期に比べ449百万円(2.3%)の減収となり、営業利益は295百万円と前年同四半期に比べ629百万円の増益、経常利益は292百万円と前年同四半期に比べ651百万円の増益、四半期純利益は381百万円と前年同四半期に比べ1,171百万円の増益となりました。

##### 百貨店業

銀座店におきましては、「松屋銀座のポテンシャル、優位性の最大化」の基本方針の下、世界の銀座を象徴する個性的な百貨店「GINZAスペシャルティストア」の実現を目指し、2階インターナショナル雑貨ゾーンの拡大(第2期工区の着手)を行いました。また、ミドル層のミセスをターゲットとした「エレガンスサロン」を6階にオープンすると同時に、美術・リビング部門を7階に集約し、全館の回遊性の向上と買廻り性の強化に継続して取り組みました。さらに、開店85周年を記念した大型文化催事・名物催事を集中的に展開し、集客に努めるとともに、全館での「イベント」や「おもてなし」の強化を行い、お客様の滞留時間の増加と買廻り性の向上を図りました。浅草店におきましては、今期より営業面積を大幅に縮小したため、地元顧客と将来の来街客増加を見据えた商品構成へと改め、食と雑貨に特化した「マイタウン・マイストア松屋浅草」として、再出発を果たしました。また、同時に浅草店の組織を銀座本店の下に編入することにより、従来の2割程度の要員での運営を実現し、早期に単店舗黒字化を目指す体制を整えました。銀座店の集客の成功と衣料品・身廻品の復調の結果、百貨店業におきましては、入店客数・客単価ともに前年を上回って推移し、営業面積を縮小した浅草店の実績を含めてもほぼ前年並みの売上実績を確保いたしました。また、銀座店単店舗では、本年2月より4ヵ月連続で前年実績を上回りました。

以上の結果、百貨店業の売上高は16,324百万円と前年同四半期に比べ328百万円(2.0%)の減収となり、営業利益は285百万円と前年同四半期に比べ603百万円の増益となりました。

##### 飲食業

飲食業の婚礼宴会部門におきましては、引続き婚礼組数の増加に取り組みましたが、景気低迷の影響を受け、売上高は前年を下回りました。また、イタリアンレストラン部門では、法人需要の低迷によるディナーの苦戦と客単価の落ち込みによる影響が大きく減収・減益となりました。

以上の結果、売上高は1,758百万円と前年同四半期に比べ105百万円(5.6%)の減収、営業損失は93百万円となりました。

### ビル総合サービス及び広告業

ビル総合サービス及び広告業におきましては、景気低迷の中、企業による投資の縮小や延期などの影響を受け、各部門共に売上高は前年を下回りました。一方、原価や人件費をはじめとする費用の削減に取り組んだ結果、営業利益は増益となりました。

以上の結果、売上高は1,519百万円と前年同四半期に比べ163百万円( 9.7%)の減収、営業利益は50百万円と前年同四半期に比べ52百万円の増益となりました。

### 輸入商品卸売業

輸入商品卸売業におきましては、新規取引先の開拓、店舗の拡充に取り組み、主力商品である北欧の家具、リビング用品および雑貨の営業強化に努めてまいりましたが、既存店舗の落ち込みが大きく、売上高は前年を下回る結果となりました。また、利益につきましても、為替の変動や店舗展開による販売管理費の上昇による影響等で減益となりました。

以上の結果、売上高は439百万円と前年同四半期に比べ53百万円( 10.8%)の減収、営業利益は14百万円と前年同四半期に比べ13百万円( 49.1%)の減益となりました。

### その他事業

その他事業におきましては、用度品や保険代理業務をはじめ来店客調査分析、食品・非食品の各種検査など合わせ全体では減収・減益となりました。

以上の結果、売上高は389百万円と前年同四半期に比べ61百万円( 13.6%)の減収、営業利益は25百万円と前年同四半期に比べ4百万円( 16.0%)の減益となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ、392百万円減少し49,291百万円となりました。これは主に現金及び預金265百万円の減少等によるものであります。負債合計は前連結会計年度末に比べ、552百万円減少し41,287百万円となりました。これは主に未払金2,900百万円の減少、借入金2,019百万円の増加等によるものであります。純資産の部は利益剰余金381百万円の増加等により159百万円増加し8,004百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、265百万円減少し、2,289百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況の分析とそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純利益368百万円、減価償却費382百万円、再就職支援制度に伴う支払額 2,884百万円等により2,078百万円の支出となり、前年同四半期と比べ再就職支援制度に伴う支払額等により2,464百万円の減少となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有形固定資産の取得による支出 104百万円、投資有価証券の取得による支出 71百万円等により200百万円の支出となり、前年同四半期と比べ投資有価証券の取得による支出が増加したこと等により107百万円の減少となりました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、借入金の増加2,019百万円等により2,013百万円の収入となり、前年同四半期と比べ借入金が増加したこと等により2,110百万円の増加となりました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

##### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、( )当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、( )当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、( )当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

##### 具体的な取組み

#### 1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、平成22年4月12日開催の当社取締役会において、利益回復と企業価値向上のための新たな中期経営計画である「中期経営計画(2010～2012年度)」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画では、「『松屋銀座』のポテンシャル、優位性の最大化」、「グループ事業の収益基盤の強化」、「財務基盤の強化」、「生産性の向上」の4つを基本方針に掲げ、かかる基本方針の実現に向けて以下の諸施策を採ることとしております。

##### ・「松屋銀座」のポテンシャル、優位性の最大化

当社は、「銀座」という世界有数の商業地域に店舗を構えることの意義を再認識し、銀座本店のポテンシャル、優位性を最大限発揮していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考えております。そこで、松屋ブランドの価値の源泉である銀座本店に経営資源を集中し、その独自性に更に磨きをかけ、銀座を象徴する個性的な存在となるべく、百貨店業における店づくり及び構造改革を行ってまいります。

##### ・グループ事業の収益基盤の強化

利益重視の観点から、飲食業(アターブル松屋グループ)、ビル総合サービス及び広告業(株式会社シーピーケー)、輸入商品卸売業(株式会社ストッケジャパン、株式会社スキャンデックス)等の当社グループ事業について、不採算、低収益事業の整理・合理化と収益事業への経営資源の集中を進め、収益基盤の強化を図ってまいります。

・財務基盤の強化

今後3カ年は営業活動で獲得した利益やキャッシュ・フローは財務基盤の強化に充当していき、各部門の投資は、自己資本の回復と有利子負債の返済という財務戦略との均衡を図りながら行ってまいります。

・生産性の向上

厳しい環境下においても利益の出る体質を構築するため、更なる生産性の向上を目指してまいります。要員構成の変化を踏まえた役割や制度の見直し、オペレーションの再構築、アウトソーシングの積極活用等を進めてまいります。

当社は、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社グループは、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追及してまいります。

2)基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月27日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針(以下「本買収防衛策基本方針」といいます。)の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定いたしました。

(本プランの目的)

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。



#### (本プランの適用対象)

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、( )当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくはこれらに類似する行為又はその提案(以下「買付等」と総称します。)がなされる場合を対象とします。

#### (本プランの定める手続き)

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会(現在は社外取締役1名、社外監査役1名及び社外の有識者1名により構成されます。)に提供され、検討されます。特別委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のいずれかに該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決定します。但し、特別委員会が、勧告に際し、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する株主の皆様意思を確認することとしており、株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

#### (本新株予約権の内容)

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則として当社株式1株が交付されます。

#### (本新株予約権無償割当ての要件)

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(イ)買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合、並びに、(ロ)( )株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合、( )強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、( )買付等の経済的条件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合、及び、( )買付者等の提案の内容(買付等の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

#### (本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等)

本プランの有効期間は平成22年5月27日開催の当社定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されることとなります。また、当社取

締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(株主及び投資家の皆様への影響)

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様へに直接的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成22年4月12日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

### 3) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記1)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的な方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株主の皆様の意思を確認することとしている等、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が2年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,000,000
計	177,000,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期間末現在 発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,289,640	53,289,640	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数100株
計	53,289,640	53,289,640		

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を付与しております。

株主総会の特別決議日(平成17年5月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	64
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	419,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,750
新株予約権の行使期間	平成19年6月1日～平成23年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,750 資本組入額 875
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、新株予約権付与契約に定めるところにより、新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。  
2 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数は適切に調整されるものとする。

- 3 発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年 3 月 1 日 ~ 平成22年 5 月 31 日		53,289		7,132		3,660

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド及びその共同保有者であるジーエーエス(ケイマン)リミテッド、マネージド・アカウント・インベストメンツ・エスピーシーから平成22年4月16日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年4月9日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末における株主名簿の記載内容及び実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド内	2,670	5.01
ジーエーエス(ケイマン)リミテッド (G.A.S(CAYMAN)LIMITED)	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、私書箱1043GT ドクター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス	899	1.69
マネージド・アカウント・インベストメンツ・エスピーシー (Managed Account Investments,SPC)	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、KY-1-1108、サウス・チャーチ・ストリート、私書箱1234 クイーンズ・ゲート・ハウス	562	1.06
計		4,132	7.75

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年2月28日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		
	普通株式 267,000		
完全議決権株式(その他)	(相互保有株式)		
	普通株式 75,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,933,800	529,338	
単元未満株式	普通株式 13,840		
発行済株式総数	53,289,640		
総株主の議決権		529,338	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)松屋	東京都中央区銀座3 6 1	267,000		267,000	0.50
(相互保有株式) (株)銀座インズ	東京都中央区銀座西2 - 2番 地先	75,000		75,000	0.14
計		342,000		342,000	0.64

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月
最高(円)	885	1,098	998
最低(円)	743	845	813

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,289	2,555
受取手形及び売掛金	5,625	5,307
たな卸資産	1 3,305	1 3,402
その他	1,077	1,097
貸倒引当金	33	34
流動資産合計	12,264	12,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3 12,264	3 12,496
土地	3 15,227	3 15,227
その他(純額)	509	521
有形固定資産合計	2 28,002	2 28,245
無形固定資産		
投資その他の資産	698	692
投資有価証券	4,963	4,966
その他	3,438	3,531
貸倒引当金	75	79
投資その他の資産合計	8,325	8,418
固定資産合計	37,026	37,356
資産合計	49,291	49,684
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,303	6,855
短期借入金	18,579	16,795
未払法人税等	26	52
賞与引当金	270	101
商品券等回収損失引当金	412	414
ポイントカード引当金	53	51
店舗縮小関連損失引当金	619	711
店舗閉鎖損失引当金	143	-
その他	5,295	8,347
流動負債合計	32,706	33,330
固定負債		
長期借入金	5,637	5,402
退職給付引当金	216	210
店舗閉鎖損失引当金	-	143
その他	2,727	2,753
固定負債合計	8,580	8,509
負債合計	41,287	41,839

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,132	7,132
資本剰余金	5,639	5,639
利益剰余金	4,819	5,200
自己株式	417	417
株主資本合計	7,534	7,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	335	406
繰延ヘッジ損益	107	41
評価・換算差額等合計	227	365
新株予約権	-	56
少数株主持分	241	269
純資産合計	8,004	7,844
負債純資産合計	49,291	49,684

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
売上高	19,827	19,377
売上原価	14,530	14,286
売上総利益	5,296	5,090
販売費及び一般管理費	1 5,630	1 4,794
営業利益又は営業損失( )	334	295
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	30	29
債務勘定整理益	49	51
受取協賛金	30	10
その他	26	41
営業外収益合計	138	135
営業外費用		
支払利息	94	88
商品券等回収損失引当金繰入額	34	39
その他	34	10
営業外費用合計	163	138
経常利益又は経常損失( )	359	292
特別利益		
主要株主株式売買利益金	17	-
新株予約権戻入益	38	56
その他	3	29
特別利益合計	58	85
特別損失		
固定資産除却損	1	9
減損損失	13	-
たな卸資産評価損	38	-
開業費償却	33	-
特別損失合計	87	9
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	388	368
法人税、住民税及び事業税	31	14
法人税等調整額	409	2
少数株主損失( )	38	24
四半期純利益又は四半期純損失( )	790	381

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	388	368
減価償却費	387	382
賞与引当金の増減額( は減少)	219	169
店舗縮小関連損失引当金の増減額( は減少)	-	91
受取利息及び受取配当金	32	31
支払利息	94	88
固定資産除却損	1	9
減損損失	13	-
開業費償却額	33	-
新株予約権戻入益	38	56
売上債権の増減額( は増加)	75	318
たな卸資産の増減額( は増加)	20	96
仕入債務の増減額( は減少)	281	448
その他	59	191
小計	457	874
利息及び配当金の受取額	32	30
利息の支払額	40	49
退職給付制度改定に伴う支払額	7	-
再就職支援制度に伴う支払額	-	2,884
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	55	49
営業活動によるキャッシュ・フロー	385	2,078
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	80	104
有形固定資産の売却による収入	2	-
無形固定資産の取得による支出	37	33
投資有価証券の取得による支出	12	71
投資有価証券の売却による収入	42	-
その他	7	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	93	200
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	173	1,284
長期借入れによる収入	-	1,000
長期借入金の返済による支出	265	265
その他	5	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	96	2,013
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	195	265
現金及び現金同等物の期首残高	2,636	2,555
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,831	2,289

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日至平成22年5月31日)	
1	<p>会計処理基準に関する事項の変更 「工事契約に関する会計基準」等の適用</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主として原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当第1四半期連結会計期間末においては工事進行基準を適用しているものがないため、これによる損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日至平成22年5月31日)	
1	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる会社については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。また、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた会社については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)		前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
1 たな卸資産の内訳		1 たな卸資産の内訳	
商品	2,733百万円	商品	2,815百万円
原材料及び貯蔵品	416	原材料及び貯蔵品	453
未成工事支出金	151	未成工事支出金	130
未成業務支出金	5	未成業務支出金	2
2 有形固定資産の減価償却累計額	25,377百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額	25,123百万円
3 担保に供している資産		3 担保に供している資産	
建物及び構築物	1,696百万円	建物及び構築物	305百万円
土地	7,275	土地	7,275

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬及び給料・手当	2,130百万円	役員報酬及び給料・手当	1,710百万円
賞与引当金繰入額	201	賞与引当金繰入額	171

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,831百万円	現金及び預金	2,289百万円
現金及び現金同等物	2,831百万円	現金及び現金同等物	2,289百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	53,289

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	291

3 新株予約権等に関する事項

提出会社

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 56百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	飲食業 (百万円)	ビル総合 サービス 及び広告業 (百万円)	輸入商品 卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	16,636	1,802	784	478	125	19,827		19,827
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	16	61	898	14	325	1,316	(1,316)	
計	16,653	1,863	1,683	492	451	21,144	(1,316)	19,827
営業利益又は 営業損失( )	317	83	1	27	30	344	9	334

当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	飲食業 (百万円)	ビル総合 サービス 及び広告業 (百万円)	輸入商品 卸売業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	16,311	1,697	834	420	113	19,377		19,377
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	61	684	18	276	1,054	(1,054)	
計	16,324	1,758	1,519	439	389	20,431	(1,054)	19,377
営業利益又は 営業損失( )	285	93	50	14	25	282	13	295

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の内容

百貨店業.....百貨店業、通信販売業及びこれらに関連する製造加工、輸出入業、卸売業

飲食業.....飲食業及び結婚式場の経営

ビル総合サービス及び広告業.....警備、清掃、設備保守・工事、建築内装工事、装飾、宣伝広告業等

輸入商品卸売業.....輸入商品の卸売等

その他事業.....マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、O A機器類のリース、保  
険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)及び当第1四半期連  
結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在  
する支店及び連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)及び当第1四半期連  
結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)において、海外売上高は連結売上高の  
10%未満のため、記載を省略しております。



(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)		前連結会計年度末 (平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	146.46円	1株当たり純資産額	141.87円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	
1株当たり四半期純損失	14.92円	1株当たり四半期純利益	7.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	790	381
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	790	381
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,998	52,998
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		平成19年5月24日定時株主総会決議によるストック・オプション 平成19年7月23日取締役会決議によるストック・オプション 上記の新株予約権は、平成22年5月31日をもって権利行使期間満了により失効しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7月10日

株式会社松屋  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 山 賢 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月14日

株式会社松屋  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 田 夏 記
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋 山 賢 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 口 清 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。